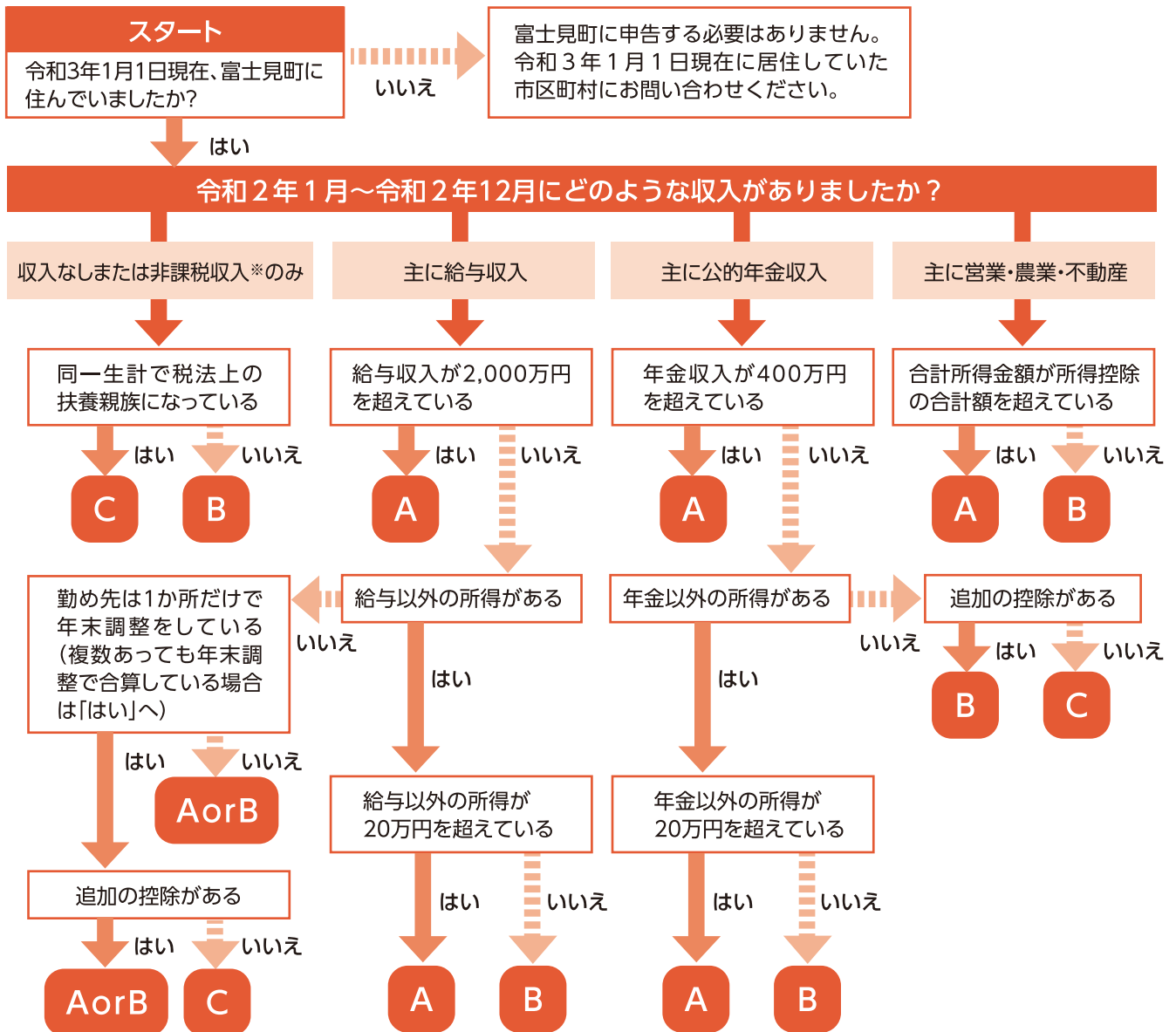


# 住民税・所得税の申告情報(第3回)

問 財務課 町民税係 ☎62-9122 / 諏訪税務署 ☎52-1390

まもなく申告期間が始まります。町では、「所得税確定申告書作成指導会および住民税申告相談会」を行いますので、下図（フローチャート）を参考のうえ、必要な方は忘れずに申告をお願いします。

**確定申告期間中は、役場財務課窓口での申告相談等はできませんのでご注意ください。**



※非課税収入:遺族年金、障害者年金、失業給付金など

## 《フローチャートの判定結果》

<b>A</b>	所得税の確定申告が必要です	所得税の確定申告をすれば、町県民税の申告は必要ありません。確定申告書「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する事項、金額があれば必ず記入してください。
<b>B</b>	町県民税の申告が必要です	所得税の源泉徴収済みで、申告によって所得税の還付を受ける場合は、確定申告書が必要です。
<b>C</b>	確定申告、町県民税の申告は必要ありません	一年間の収入がなく、税法上の扶養親族となっている方でも、各種手当を申請する際に、町県民税の申告が必要となる場合があります。また、非課税収入のみの方でも、事前にその旨を申告していない場合は住民税申告が必要です。

## ●持ち物等の確認をしましょう

申告相談を受けられる方は、持ち物の確認をお願いします。必要な書類等は、申告をする方により異なります。

### すべての方

- 印鑑（認印など） ※シャチハタやゴム印、スタンプは不可
- 申告する方のマイナンバー（マイナンバーカードまたは個人番号の記載のある住民票と本人確認書類）
- 扶養親族の方のマイナンバー（添付は不要ですが、記載の必要があります。）
- 預金口座番号のわかるもの（還付口座、振替口座等を記入する場合があります。）
- 税務署から送られてきた利用者識別番号等の通知（お持ちの方のみ）

### 給与収入、公的年金収入、その他収入のある方

- 給与等の支払者（事業所等）や日本年金機構等の年金支払者から交付、送付された源泉徴収票などの原本
- シルバー人材センターの配分金支払証明書や個人年金支払証明書、水道検針員等の支払調書、農業や不動産等の収支内訳書 など（収支内訳書がないと相談が受けられない場合があります。）
- 生命保険料や学資保険等の満期や解約返戻金に関する支払証明書

### 営業、農業、不動産収入のある方

- 収支内訳書  
※収支内訳書がないと相談が受けられない場合があります。農業収支内訳書作成指導会に参加された方は、その際に作成した収支内訳書をお持ちください。また、作成指導会にて算入できなかった収支のある方は、その内訳がわかる資料（支払い証明書、必要経費の領収書等）をお持ちください。

### 社会保険料、生命保険料、医療費控除（またはセルフメディケーション税制）の追加がある方

- 社会保険料、国民年金等掛金の領収書または証明書、納付額確認書
- 生命保険料や地震保険料控除に関する証明書等
- 医療費控除に関するもの  
※職員による集計は行いませんので、医療費を事前に人ごと、病院（施設）ごと、薬局ごとに集計した明細書をお持ちください。また、従来の医療費控除とセルフメディケーション税制の併用はできません。詳しくは、広報12月号をご確認ください。

### 扶養控除の追加がある方

- 障害者手帳（身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳など）
- 住民福祉課介護高齢者係で発行される障害者控除対象者認定証（毎年、発行の手続きと提出が必要です。）  
※富士見町以外に住民登録がある方を扶養する場合は、その方の所得金額を確認してください。

### 申告相談を受けられる方へのお願い

申告相談を受けられる方は、「収支内訳書」や「医療費控除に関する明細書」を必ず集計したうえでご来場ください。受付にてお持ちいただいた書類の確認をさせていただきます。必要書類の集計がされていない場合は、一度お帰りいただくか待合室にてご自身で集計してからの相談受付となります。

毎年大変多くの方が来場されます。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、ご自身でできる限り申告書をまとめていただき、一人一人の相談時間短縮にご協力をお願いいたします。また、来場される際は必ずマスクの着用および体温測定をお願いします。

## ●「所得税確定申告書作成指導会および住民税申告相談会」の日程

受付は役場入口のロビーです。来場者の分散のため対象地区を設定していますが、対象地区以外の日でも相談できます。例年大変混み合いますので、時間に余裕をもってお越しください。役場前駐車場が満車の場合は、第二体育館前駐車場をご利用ください。

相談日	対象地区	受付時間	受付
2月16日(火)	御射山神戸・栗生	午前9時～11時 ・ 午後1時～4時	役場1階 ロビー  ※受付の際はロビーへ お越しください。 順番にご案内します。
2月17日(水)	立沢		
2月18日(木)	富里・富士見台		
2月19日(金)	上蔦木・下蔦木・神代		
2月22日(月)	烏帽子・信濃境・池袋		
2月24日(水)	全町		
2月25日(木)			
2月26日(金)	乙事		
3月 2日(火)	南原山・富原・富ヶ丘・瀬沢新田・桜ヶ丘		
3月 3日(水)	木之間・若宮・花場・休戸 横吹・とちの木・大平・松目 原の茶屋・富士見ヶ丘・塚平		
3月 4日(木)	小六・高森・広原・葛窪・田端・先達		
3月 5日(金) 税理士による 確定申告相談 実施日	全町 ※税理士による確定申告相談受付時間 午前9時30分～午前11時 午後1時～午後3時		
3月 8日(月)	富士見		
3月 9日(火)	平岡・机・先能・瀬沢		
3月10日(水)	全町		
3月12日(金)			

※3月1日(月)、3月11日(木)、3月15日(月)は、申告相談会は行いません。

○以下に該当する方は、役場で行う所得税確定申告書作成指導会および住民税申告相談会では相談を受けることができません。お手数ですが、諏訪税務署での申告をお願いします。

- 土地や建物、株式、先物取引、ゴルフ会員権などの資産の売却や交換などをした方
- 住宅ローン控除を初めて申告する方
- 税理士や税理士法人等が関与している法人の役員の方
- 青色申告の方
- 贈与税、相続税等を申告する方
- 仮想通貨取引のある方